

# 学校法人トヨタ学園寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人トヨタ学園という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市天白区久方2丁目12番地1におく。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従って学校教育を行い、本学建学の精神「研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし」に基づいて豊かな人間性と総合的な視野ならびに広い学識を備えた人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。  
豊田工業大学 大学院 工学研究科  
工学部 先端工学基礎学科

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。  
賃家業

## 第3章 役員および理事会

(役員)

第6条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 8名以上15名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数（理事現在数。以下同じ。）の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 必要に応じて副理事長、専務理事および常務理事を若干名選任することができる。

副理事長、専務理事および常務理事の選任および解任の手續は前項を準用する。

4 役員には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給してはならない。

(役員報酬)

第6条の2 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 豊田工業大学 学長
  - (2) 評議員のうちから理事会が選定し、評議員会の同意を得たうえで理事会において選任した者 3名以上6名以内
  - (3) 学識経験者のうちから理事会が選定し、評議員会の同意を得たうえで理事会において選任した者 4名以上8名以内
- 2 第1項第1号および第2号に規定する理事は、学長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 理事の選任にあたっては、理事会を適正に運営するために、理事のいずれか1人及びその親族その他関係租税法令所定の特殊の関係がある者の合計数が理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。また、理事のおのおのについてその配偶者または3親等内の親族が1人を超えて含まれてはならない。

(監事の選任)

第8条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)および評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)が含まれてはならない。
- 3 監事は、相互に親族その他特殊の関係を有してはならない。
- 4 第1項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は4年とする。

- 2 現任者の任期の途中で選任された役員任期は、他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、任期満了ののちでも、その後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長、副理事長、専務理事および常務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事または監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為にいちじるしく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき
- (4) その他役員としてふさわしくない重大な非行があつたとき

- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号または第 2 号に掲げる事由に該当するにいたったとき
  - (4) 死亡

(理事長等の職務)

第 12 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐してこの法人の業務を総理し、理事長とともにこの法人を代表する。
- 3 専務理事は理事長および副理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理し、理事長および副理事長にさしつかえまたは欠員あるときは、その職務を代理し、あるいは代行する。
- 4 常務理事は理事長、副理事長および専務理事を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理し、理事長、副理事長および専務理事にさしつかえまたは欠員あるときは、その職務を代理し、あるいは代行する。

(理事の代表権の制限)

第 13 条 理事長および副理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) この法人の理事の業務執行状況を監査すること
  - (4) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会および評議員会に提出すること
  - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること
  - (7) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
  - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人にいちじるしい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 15 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から 14 日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、各理事に対して会議の 7 日前までに会議開催の場所、日時および会議に付議すべき事項を文書により通知しなければならない。  
ただし、やむを得ない理由のある場合に限り、通知の時期および方法についてこれによらないことができる。
- 6 理事会に議長をおき、理事長をもってあてる。
- 7 理事会は、この寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければならない、会議を開き、議決することができない。  
ただし、議決しようとする特定事項について文書によりあらかじめ賛否の意思を表示した者は出席者とみなすが、他の者を代理人として表決を委任することはできない。
- 8 理事会の議事は、法令またはこの寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、理事総数の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は理事長の決するところによる。
- 9 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事あるいは監事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 10 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。この場合、理事会の議事は該当の理事を除く理事総数の過半数で決するものとし、可否同数の場合は理事長の決するところによる。
- 11 この法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項の決定は、評議員会の議決を得たうえで、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。
- 12 前条第 2 項および前第 9 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(業務の決定の委任)

第 16 条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の議事録)

- 第 17 条 理事会の議決については、開催日時、場所ならびに議事の経過の要領および結果その他必要な事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、出席理事全員が記名押印し、つねにこれを事務所に備えておかなければならない。
  - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第 18 条 この法人に常任理事会をおく。

- 2 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事および第 7 条第 1 項第 1 号に規

定する理事をもって組織する。

- 3 常任理事会は、理事長が招集する。
- 4 常任理事会に議長をおき、理事長をもってあてる。
- 5 前各項のほか、常任理事会について必要な事項は別に定める。

#### (責任の免除)

第 18 条の 2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決を得た上で、理事会の議決によって免除することができる。

#### (責任限定契約)

第 18 条の 3 理事（理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事またはこの法人の職員でないものに限る。）または監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

### 第 4 章 評議員および評議員会

#### (評議員会)

第 19 条 この法人に評議員会をおく。

- 2 評議員会は、17 名以上 35 名以内の評議員をもって組織する。  
ただし、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(評議員現在数。以下同じ。)の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するときは、各評議員に対して会議の 7 日前までに会議開催の場所、日時および会議に付議すべき事項を文書により通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由のあるときは、通知の時期および方法についてこれによらないことができる。
- 6 評議員会の議長は理事長とする。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、議決しようとする特定事項について文書によりあらかじめ賛否の意思を表示した者は出席者とみなすが、他の者を代理人として表決を委任することはできない。
- 8 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 9 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。
- 10 評議員には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給してはならない。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることはできない。この場合、評議員会の議事は該当の評議員を除く評議員総数の過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(評議員会の議事録)

第20条 第17条第1項および第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。

この場合において、同条第2項中「出席理事全員」とあるのは、「議長および出席評議員のうちから互選された評議員2人以上」とよみかえるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項について理事会に付議する場合は、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (2) 寄附金品の募集に関する事項
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(議決事項)

第21条の2 次の各号に掲げる事項については、評議員会の議決を得たうえで理事会に付議するものとする。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金等重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 第38条第1項第1号および第2号に掲げる事由による解散
- (7) この法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項
- (8) 事業に関する中期的な計画
- (9) 役員 の 損害賠償責任の免除

(評議員会の権限)

第22条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員 の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

ただし、評議員総数は、理事総数の2倍を超えていなければならない。

- (1) この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 5名以上9名以内
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 才以上の者のうちから理事会において選任した者 2名以上6名以内
  - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 10名以上20名以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任 期)

第24条 評議員の任期は3年とする。

- 2 現任者の任期の途中で選任された評議員の任期は、他の現任者の残任期間とする。
- 3 評議員は再任されることができる。
- 4 評議員は、任期満了ののちでも、その後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任および退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため評議員の任に堪えないとき
- (2) 評議員としてふさわしくない重大な非行があったとき
  - 2 評議員は次の事由によって退任する。
    - (1) 任期の満了
    - (2) 辞任
    - (3) 死亡

## 第5章 資産および会計

(資 産)

第26条 この法人の資産は財産目録に記載するとおりとする。

(資産区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産および収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産ならびに将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産および将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄付者の指定がある場合は、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得

ない理由があるときは、評議員会の議決を得たうえで、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

2 前項の規定は、運用財産中の不動産および積立金の目的外の処分について準用する。

(積立金の保管)

第 29 条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、もしくは確実な銀行に定期預金とし、あるいは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 31 条 この法人の会計は、学校法人会計基準によるものとする。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）および収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第 32 条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、評議員会の議決を得たうえで、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上の理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第 33 条 予算をもって定めるもののほか、あらたに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、評議員会の議決を得たうえで、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算および実績の報告)

第 34 条 この法人の決算および事業の実績は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その同意を得なければならない。

3 理事会は、理事総数の3分の2以上の議決を得て決算および事業の実績を承認する。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備え付けおよび閲覧)

第 35 条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、



事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、第 14 条第 1 項第 4 号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を事務所に備えておき、請求があった場合には、閲覧を拒否すべき正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第 35 条の 2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（資産総額の変更登記）

第 36 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 か月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第 37 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終るものとする。

## 第 6 章 解散および合併

（解 散）

第 38 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決
  - (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第 1 号の事由による解散については文部科学大臣の認可を、同項第 2 号の事由による解散については文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（合 併）

第 39 条 この法人が合併しようとするときは、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 40 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときの理事会における、理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決を得たうえで、理事会により選定した学校法人または教育の事業を行う公益財団法人または公益社団法人に帰属させるものとする。

## 第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 41 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決を得たうえで、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 8 章 補 則

(書類および帳簿の備付)

第 42 条 この法人は、第 35 条第 2 項に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿をつねに整備し、事務所に備えておかねばならない。

- (1) 役員および評議員の名簿ならびに履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿ならびに証ひょう書類
- (3) 前各号のほか、この法人および設置する学校の運営に必要な書類ならびに帳簿

(細 則)

第 43 条 この法人が保有する株式について、その発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償で募集株式の発行または自己株式の処分を受けること
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛頒布書類の受領

2 この法人が保有する株式の配当の一部を豊田工業大学大学院博士後期課程の学生に対する学資として支給する。学資の支給の対象となる者を選考するため、理事会又は評議員会において選出される教育関係者又は学識経験者などにより組織される選考委員会を設ける。

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、トヨタ学園の事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第 45 条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人および設置する学校の管理ならびに運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 56 年 1 月 16 日）から施行する。
- 2 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 59 年 3 月 19 日）から施行する。
- 3 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 63 年 10 月 20 日）から施行する。
- 4 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 7 月 28 日）から施行する。
- 5 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 7 月 13 日）から施行する。
- 6 この改正寄附行為は、平成 18 年 3 月 29 日から施行する。
- 7 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 10 月 15 日）から施行する。
- 8 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 26 年 10 月 1 日）から施行する。
- 9 令和 2 年 3 月 16 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 2 年 7 月 31 日）から施行する。

制定	昭和 47 年 3 月 21 日
改正 1 回	昭和 51 年 6 月 日
改正 2 回	昭和 56 年 1 月 16 日
改正 3 回	昭和 59 年 3 月 19 日
改正 4 回	昭和 63 年 10 月 20 日
改正 5 回	平成 12 年 7 月 28 日
改正 6 回	平成 17 年 7 月 13 日
改正 7 回	平成 18 年 3 月 29 日
改正 8 回	平成 20 年 10 月 15 日
改正 9 回	平成 26 年 10 月 1 日
改正 10 回	令和 2 年 3 月 16 日
改正 11 回	令和 2 年 7 月 31 日